

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

12問

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述は、電波法に規定する用語の定義を述べたものである。電波法(第2条)の規定に照らし、内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「電波」とは、A以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他のBを送り、又は受けるための通信設備をいう。
- ③ 「無線局」とは、無線設備及びCを行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

	A	B	C
1	300万メガヘルツ	信号	無線設備の管理
2	300万メガヘルツ	音響	無線設備の操作
3	500万メガヘルツ	信号	無線設備の操作
4	500万メガヘルツ	音響	無線設備の管理

[2] 次の記述は、申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法(第19条)の規定に照らし、内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、A、周波数、B又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、Cその他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

	A	B	C
1	無線設備の設置場所	空中線の型式及び構成	混信の除去
2	無線設備の設置場所	空中線電力	電波の規整
3	電波の型式	空中線の型式及び構成	電波の規整
4	電波の型式	空中線電力	混信の除去

[3] 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について述べたものである。電波法(第28条及び第29条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 送信設備に使用する電波の周波数のA、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。
- ② 受信設備は、その副次的に発するBが、総務省令で定める限度を超えてCの機能に支障を与えるものであってはならない。

	A	B	C
1	偏差	電波又は高周波電流	電気通信業務の用に供する無線設備
2	偏差	電波	他の無線設備
3	偏差及び幅	電波又は高周波電流	他の無線設備
4	偏差及び幅	電波	電気通信業務の用に供する無線設備

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合していないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電波の型式の内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
2	F 2 D	角度変調であって周波数変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	J 8 E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である2以上のチャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	G 1 C	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャンネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	ファクシミリ

[5] 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。

(1) 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。

(2) A が十分であること。

(3) 満足な指向特性が得られること。

② 空中線の指向特性は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。

(1) 主輻射方向及び副輻射方向

(2) B の主輻射の角度の幅

(3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの

(4) C よりの輻射

A

B

C

1 調整

水平面

接地線

2 調整

垂直面

給電線

3 整合

垂直面

接地線

4 整合

水平面

給電線

[6] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第53条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、 A は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

② ①の規定に違反して無線局を運用した者は、 B に処する。

A

B

1 電波の型式及び周波数

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

2 電波の型式及び周波数

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

3 無線設備の工事設計及び空中線電力

1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

4 無線設備の工事設計及び空中線電力

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

[7] 次の記述は、主任無線従事者の非適格事由について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- ② ①の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。
- (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から A を経過しない者に該当する者であること。
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号の規定により B され、その処分の期間が終了した日から3箇月を経過していない者であること。
- (3) 主任無線従事者として選任される日以前5年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が C に満たない者であること。

	A	B	C
1	2年	業務に従事することを停止	3箇月
2	2年	業務に従事することを制限	2箇月
3	3年	業務に従事することを停止	3箇月
4	3年	業務に従事することを制限	2箇月

[8] 次の記述は、擬似空中線回路の使用等について述べたものである。電波法（第57条及び第58条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- (1) A を行うために運用するとき。
- (2) B を運用するとき。
- ② B 及びアマチュア無線局の行う通信には、暗語を C 。

	A	B	C
1	至近距離にある無線局と通信	実用化試験局	使用してはならない
2	至近距離にある無線局と通信	実験等無線局	使用することができる
3	無線設備の機器の試験又は調整	実用化試験局	使用することができる
4	無線設備の機器の試験又は調整	実験等無線局	使用してはならない

[9] 次の記述は、無線局の検査について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 **A**、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。ただし、当該無線局の発射する電波の質又は空中線電力に係る無線設備の事項以外の事項の検査を行う必要がないと認める無線局については、その無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質又は空中線電力の検査を行う。
- ② ①の検査は、当該無線局の免許人から、①の規定により総務大臣が通知した期日の **B**前までに、当該無線局の無線設備等について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類の提出があったときは、①の規定にかかわらず、その **C**を省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	総務省令で定める時期ごとに	2箇月	全部
2	総務省令で定める時期ごとに	1箇月	一部
3	毎年1回	2箇月	一部
4	毎年1回	1箇月	全部

[10] 次に掲げるもののうち、無線従事者が総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されることがあるときに該当するものはどれか。電波法（第79条）の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 正当な理由がないのに無線通信の業務に5年以上従事しなかったとき。
- 3 無線局の運用を6箇月以上休止したとき。
- 4 免許証を失ったとき。

[11] 免許人又は登録人は、無線局の検査の結果について総合通信局長（沖縄総合通信事務局長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときはどうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 その措置の内容を無線業務日誌に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。
- 2 その措置の内容を免許状の余白に記載しておかなければならない。
- 3 その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総合通信局長に報告しなければならない。
- 4 速やかに措置した旨を担当検査職員に連絡しなければならない。

[12] 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を **A**ときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **B**以内にその免許状を返納しなければならない。
- ④ 無線局の免許又は登録がその効力を失ったときは、免許人又は登録人であった者は、遅滞なく **C**を撤去しなければならない。

	A	B	C
1	廃止する	1箇月	空中線
2	廃止する	3箇月	送信装置
3	廃止した	1箇月	送信装置
4	廃止した	3箇月	空中線